

監 第 162 号

平成30年11月29日

南 陽 市 長 殿

南 陽 市 議 会 議 長 殿

南陽市監査委員 青 木 勲

南陽市監査委員 伊 藤 俊 美

### 定 例 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

#### 記

- 1 監査の対象      みらい戦略課
- 2 監査の期日      平成30年11月26日
- 3 監査執行者      監査委員    伊 藤 俊 美
- 4 監査の範囲      平成30年4月1日から平成30年9月末における財務事務及び関連事務事業の執行状況
- 5 監査の方法      資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果      予算執行については計数上の誤りは認められず、事務事業の執行についてもおおむね良好と認められた。